

## 福井市監査告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年12月27日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	八	田	一	以
福井市監査委員	福	野	大	輔

### 1 監査の種類

随時監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象所属等

建設部 建築事務所 市営住宅課

#### (2) 監査範囲

令和3年度に実施された経田団地集会場の修繕業務

### 3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

### 4 監査の実施内容

#### (1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び

実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和4年11月11日から同年12月20日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した結果、注意とした事項があったが、監査の過程において触れたので省略する。